

1-10. 那覇市議会予算決算常任委員会運営要綱

平成 25 年 2 月 7 日
議 長 決 裁

改正 平成 29 年 2 月 13 日 議長決裁
平成 30 年 2 月 27 日 議長決裁
令和 元年 7 月 3 日 議長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、那覇市議会基本条例(平成 24 年那覇市条例第 78 号。以下「基本条例」という。)第 19 条第 6 項の規定に基づき、那覇市議会会議規則(昭和 47 年那覇市議会規則第 3 号。以下「規則」という。)及び那覇市議会委員会条例(昭和 47 年那覇市条例第 83 号。以下「条例」という。)に定めがあるもののほか、予算決算常任委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分科会の設置)

第 2 条 委員会に次の各号の分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる部局に関連する事項を担当させるものとする。

- (1) 総務分科会 総務常任委員会が所管する部局
- (2) 都市建設環境分科会 都市建設環境常任委員会が所管する部局
- (3) 教育福祉分科会 教育福祉常任委員会が所管する部局
- (4) 厚生経済分科会 厚生経済常任委員会が所管する部局

2 分科会に分科会委員長及び分科会副委員長を置き、それぞれ条例第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する常任委員会(以下「行政部門別常任委員会」という。)の委員長及び副委員長をもって充てる。

3 委員の分科会所属は、委員が所属する行政部門別常任委員会と同一とする。

4 分科会は、分科会委員長が招集する。

5 分科会委員長は、分科会の議事を整理し、秩序を保持する。

6 分科会委員長は、委員会において分科会の主な質疑及び意見を報告する。

7 分科会は、委員の定数の半分以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

8 分科会は、委員会が付託を受けた議案のうち、その担当に属する部分を分担して審査又は調査する。

- 9 分科会の開催日が対応する行政部門別常任委員会の開催日と同日となる場合は、分科会の審査を行政部門別常任委員会の審査と区別して行うものとする。
- 10 分科会においては、議案等賛否の確認、討論及び採決は行わない。
- 11 分科会の会議は公開する。ただし、分科会の決定により秘密会を開くことができる。
- 12 その他、分科会の運営については、行政部門別常任委員会の運営の例による。

(理事会の設置)

第3条 委員会の円滑な運営を図るため、理事会を置く。

- 2 理事会は、委員長、副委員長及び理事で構成する。
- 3 理事は、各分科会の委員長及び副委員長とする。
- 4 理事会は、委員長が招集し、次の事項について協議を行う。
 - (1) 付託議案の取り扱いに関する事項
 - (2) 総括質疑の実施の有無及び質疑者の順番に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会及び分科会の運営に関し必要な事項
- 5 委員長が必要と認めるときは、理事以外の者に対して出席を求めることができる。
- 6 同一分科会の理事とともに事故があるときは、当該分科会の年長の委員を代理者として出席させることができる。

(関連議案等の範囲)

第4条 委員会に付託される議案の範囲は次に掲げる議案とする。

- (1) 予算または決算に関するもの
 - (2) 基金の設置に関するもの
 - (3) 手数料条例に係るものなど歳入予算を伴うもの
- 2 委員会では、原則として請願及び陳情の審査は行わない。

(審査の方法等)

第5条 付託議案等の審査の方法は、別表に規定する方法とする。

- 2 理事会は、付託議案の内容に応じて、別表に規定する審査の方法の変更又はその一部若しくは全部の省略について決定することができる。
- 3 付託議案等の審査にあたっては、基本条例第13条に基づき作成される政策説明資料を最大限活用するものとする。

(総括質疑)

- 第 6 条 総括質疑は、分科会委員長報告がすべて終了した後に行うものとする。
- 2 総括質疑は、原則として会派単位により、大会派順に行うものとする。
- 3 総括質疑の各会派の持ち時間は、所属委員一人当たり 3 分×会派員数(答弁を除く)とする。
- 4 会派に属していない議員の総括質疑は、会派単位による総括質疑が終わったあとに行うものとし、この場合の持ち時間は委員一人当たり 3 分(答弁を除く)とする。
- 5 総括質疑は、一問一答方式により、質問席から行うものとする。
- 6 総括質疑は、発言項目が次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。
- (1) 複数の分科会に関連することが明確な内容の発言項目について質疑する場合
 - (2) 所属分科会に属さない内容の発言項目について質疑する場合
- 7 総括質疑を行う委員は、委員長に発言項目及び要旨をあらかじめ通告しなければならない。
- 8 総括質疑の通告書の提出期限は、委員会の 2 日前の午後 2 時とする。
- 9 総括質疑の通告書については、その内容を理事会において整理した上で、市長に対し送付するものとする。

(議員間討議)

- 第 7 条 委員会及び分科会における議員間討議については、質疑終了後に実施するものとする。

(出席説明員の範囲)

- 第 8 条 委員会への執行部の出席は、原則として副市長、政策統括調整監、総務部長、企画財務部長及び事件に関連する教育長、上下水道事業管理者又は部長とする。
- 2 委員会は、前項の規定にかかわらず、理事会の協議を経て、必要に応じて市長の出席を求めるものとする。
- 3 分科会への執行部の出席は、原則として当初予算審査の際には部長以下の職員、その他については副部長以下の職員とする。
- 4 分科会は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて副市長、教育長、上下水道事業管理者及び関係部長の出席を求めるものとする。

(全体会における質疑の回数)

第 9 条 全体会における質疑(総括質疑を除く。)は、同一委員につき、同一議題について 3 回を超えることができない。ただし、特に委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(委員会の開催場所)

第 10 条 委員会は、原則として本会議場で開催するものとする。

(分科会及び理事会の記録)

第 11 条 分科会及び理事会の記録については、条例第 30 条の規定を準用する。

(分科会及び理事会の傍聴)

第 12 条 分科会及び理事会の傍聴については、条例第 19 条の規定を準用する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び分科会の運営等に関し必要な事項は、理事会で定める。

付 則(平成 25 年 2 月 7 日議長決裁)

この要綱は、平成 25 年 2 月 7 日から施行する。

付 則(平成 29 年 2 月 13 日議長決裁)

この要綱は、平成 29 年 2 月 13 日から施行する。

付 則(平成 30 年 2 月 27 日議長決裁)

この要綱は、平成 30 年 2 月 27 日から施行する。

付 則(令和元年 7 月 3 日議長決裁)

この要綱は、令和元年 8 月 19 日から施行する。

別表(第5条第1項関係)

予算決算常任委員会における付託議案等の審査方法

本会議において予算決算常任委員会に付託



予算決算常任委員会(全体会)を開催

- 各分科会へ送付



予算決算常任委員会(分科会)を開催

- 各課長からの詳細説明聴取
- 質疑
- 議員間討議
- 審査概要報告の作成



修正案の提出



予算決算常任委員会(全体会)を開催

- 各分科会委員長からの報告聴取
- 総括質疑
- 修正案に対する質疑
- 議員間討議
- 討論
- 表決



本会議において委員長報告